

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱の制定について

〔昭和 57 年 9 月 6 日 発 務 第 7 0 5 号
警察本部長より各部・課・室・隊・校・署長あて〕

現在、警察官の職務に協力援助した者の人身的被害については、石川県条例（昭和 27 年条例第 36 号）により救済制度が確立しているが、眼鏡や時計等の私有物品の物的損害補償制度がないため、十分に被害を救済できない状況である。

よって今後、この種の事案について速やかに物品の損害補償を行うため、別添 1 のとおり「警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱」を制定し、昭和 57 年 10 月 1 日から適用することとしたから、次の事項に留意し適切な運用を図られたい。

記

1 制定の趣旨

警察官以外の者が警察官の職務に協力援助して現行犯人の逮捕、人命の救助等を行った結果、被服や携帯品等に損害を受ける場合が少なくない。

従来、このような事案については、民法等によって損害賠償がなされる場合のほかは、制度上、救済の道はなかったのであるが、このたび県費による予算上の措置が講ぜられたので、かかる損害に対して見舞金を支給する制度を定め、もって一般市民の警察職務に対する協力の確保を図ろうとするものである。

2 解釈運用上の留意事項

(1) この要綱による見舞金の支給は、要綱第 2 条に定める場合に適用するものであるが、ここにいう用語の解釈等は、次のとおりとする。

ア 法第 2 条に基づく活動とは次のとおりである。

(ア) 職務執行中の警察官に職務執行上の必要により、援助を求められた場合、その他これに協力することが相当と認められる場合に、職務によらないで当該警察官の職務執行に協力援助した場合（法第 2 条第 1 項前段）

(イ) 殺人、障害、強盗等他人の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、かつ、警察官その他法令に基づき、当該犯罪の捜査に当たるべき者がその場にいない場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たった場合（法第 2 条第 1 項後段）

(ウ) 水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事により、人の生命に危険が及び、又は危険が及ぼうとしている場合に、自ら危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった場合（法第 2 条第 2 項）

イ 「相手方の行為等」には、協力援助活動の直接の相手方の抵抗、暴力等の行為のほか、相手方以外の第三者の行為及び人の行為といえない原因による場合を含むものとする。

ウ 見舞金の対象となる「私有等の物品」とは、当該協力援助者が被災時に着用又は携帯若しくは使用するものをいい現金は含まない。

また、当該協力援助者が相手方等から賠償又は補償を受けたときは、その価額の限

度に置いて損害はなかったものとみなす。

エ 「滅失、き損、亡失」の中には、汚損等物の効用を減じた場合を含むものとする。

(2) 見舞金支給基準

見舞金額は、損害を受けた私有等の物品の時価又は補修実費に基づき、別添2「警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給基準表」の定めるところによって決定するものとする。

3 上申手続等

(1) 見舞金支給申請書に添付する関係資料は、おおむね次のとおりとする。

ア 当該協力援助者の申立書

イ 当該事実の目撃者があるときは、その者の申立書

ウ 平素、当該物品を所持、使用等していたことを知っている者の証明

エ 被害現品又は被害状況の写真又は見取図

オ 当該物品を購入した年月日、業者名、品質、価格等の証明

カ その他見舞金決定上必要又は参考となるべき書類

(2) 見舞金の上申にあたっては、被害事実が誇大にならないよう調査の正確を期するとともに、反面、損害の額が少額であってもこれを放置することのないよう配慮するものとする。

(3) 被害事実の発生について、当該協力援助者に特に過失が認められる場合は、見舞金上申書の「協力援助の状況」欄に、その内容を記載するものとする。

(4) 見舞金支給制度事務手続図

別添3のとおりとする。

別添 1

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）に定める警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が物的損害を受けた場合に、当該協力援助者に見舞金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 協力援助者が法第2条に基づく現行犯人の逮捕、人命救助等の活動に際し、相手方の行為等により私有等の物品を滅失、き損若しくは亡失したときは、その損害に対して見舞金を支給するものとする。

(見舞金額)

第3条 見舞金額は、損害を受けた私有等の物品の時価又は補修実費額について、予算の範囲内で算定するものとする。

(上申手続)

第4条 第2条の規定に該当すると認められる事案が発生したときは、協力援助を受けた警察官の所属長は、見舞金支給申請書（様式第1号）に関係資料を添えて警察本部長に上申するものとする。

(決定及び交付)

第5条 警察本部長は、前条の上申書を受理したときは、その内容を審査し、見舞金の支給の要否及びその金額を決定し、見舞金決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした所属長に通知するとともに、当該所属長を通じて見舞金を協力援助者に交付するものとする。

(審査委員会)

第6条 前条の審査を行うため、石川県警察本部に物的損害見舞金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は警務部長、委員には警務課長、監察官、会計課長及び当該事案の関係部長をもってあてるものとする。

3 委員会は、審査終了後すみやかに物的損害見舞金支給審査表（様式第3号）を警察本部長へ報告しなければならない。

(支給制限)

第7条 見舞金は、同一事案について他の法律、規程又は加害者等により給付又は補償を受けた場合は支給しない。

特に「交通事故協力者の報償制度（昭和45年6月24日発交指第201号）」に該当する場合は、その事案の内容により支給を調整する。

(事務処理)

第8条 この要綱に定める事務は、警務部警務課において取り扱うものとする。

(実施の期日)

第9条 この要綱は、昭和57年10月1日から適用する。

様式第 1 号

第 年 月 日 号 石川県警察本部長 殿 所属長 印 見舞金支給申請書		
協力援助者	住所 職業 氏名	年 月 日生 (歳)
災害の発生	日時 場所	
損害物及び 損害の程度	損害物名	
	購入年月日 価 格	
	損害の内容 損 害 額	
	相手方等 か ら の 賠償内容額	
協力援助の状況		
協力援助を受けた警察官、係名、階級 氏 名 年 月 日生 (歳)		

第 号
年 月 日

殿

石 川 県 警 察 本 部 長

見 舞 金 決 定 通 知 書

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱に基づき、
下記のとおり見舞金額を決定したので通知します。

記

1 協力援助の年月日

2 協力援助者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

3 見舞金額

円

決 裁	警察本部長	警務部長	警務課長	次 席	課長補佐
	物的損害見舞金支給審査表				
<p>協力援助者</p> <p>上記協力援助者に係る物的損害見舞金支給について、当審査委員会において審査した結果は、下記のとおりであるから報告する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">物的損害見舞金支給審査委員会</p> <p style="text-align: center;">審査委員長</p> <p style="text-align: center;">審査委員</p> <p style="text-align: center;">審査委員</p> <p style="text-align: center;">審査委員</p> <p style="text-align: center;">審査委員</p>					
審査結果		支給すべきものと認める。 無支給と認める。(理由)			
支給決定金額		円			
決定年月日		年 月 日 第 号			

別添 2

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給基準表

品 名	被害品等の状況	見舞金の基礎		備 考
		算定基準	支給割合	
時 計 万年筆 カメラ 背 広	(購入価格、ただし、上限価格は20,000円とする。) 使用不能 (" 5,000円とする。) (" 30,000円とする。) (" 上衣21,000円 スマートフォン9,000円とする。)	購入価格 × 支給割合	経過年数 1 年以内 80% 経過年数 1 年以上 50%	
眼 鏡	使用不能 (" 20,000円とする。)	購入価格 × 支給割合	100%	
時 計 万年筆 カメラ	修繕又は修理可能	修繕料又は修理費 × 支給割合 ただし、使用不能の場合の算定額を上回ることはできない。	100%	
シャツ 下着類	使用不能	新規購入額 × 支給割合	100%	
シャツ 下着類 背 広	修繕、洗濯又は修理可能	修繕料又は洗濯代 × 支給割合 ただし、使用不能の場合の算定額を上回ることはできない。	100%	
その他	必要の都度検討			

別添 3

